

ごあいさつ

安心して暮らし、

子どもを産み育てられる「鹿児島」のために

鹿児島県医師会 未来の芽プラン
～小児・周産期医療対策基金～

県民が安心して生活を送るには、医療の充実が欠かせません。人口減少と少子高齢化に拍車がかかる中、医療を取り巻く環境は年々厳しくなっています。地域では、分娩数の減少や、医師の高齢化で産婦人科・小児科の廃業も相次ぎ、住み慣れた地域でのお産や子育てが難しくなってきています。

中核病院でも産婦人科・小児科の医師不足は深刻で、このままだと、やがて産婦人科・小児科医療の「崩壊」を招くことにもなりかねません。

安心して子どもを産み・育てる環境を整えるためには、産婦人科医、小児科医、助産師、看護師を育成することが必要です。

そこで私たちは、鹿児島県医師会 未来の芽プラン～小児・周産期医療対策基金～を創設し、将来の地域医療を担う、小児・周産期医療と地域医療に使命感をもった産婦人科専攻医・小児科専攻医、看護師、助産師を支援して参ります。

基金の目指すところをご理解いただき、鹿児島の未来を守るために、皆さまの温かいご支援・ご協力をお願い申し上げます。

鹿児島県医師会
会長 牧角 寛郎

税制上の優遇措置について

本基金へのご寄付は、公益社団法人鹿児島県医師会が受け入れるものであり、所得税・法人税等の税制上の優遇措置を受けることができます。

■個人の方がご寄付された場合

確定申告において、所得控除である寄付金控除を受けることができます。

その年中に支出した寄付金の合計額（所得金額の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を控除。

■法人がご寄付された場合

寄付金のうち、一定の限度額までを損金算入することができます。

- 法人が公益社団法人に対して行った寄付金は「特定公益増進法人に対する寄付」として、一般の寄付金とは別枠で特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入することができます。

- 特別損金算入限度額は、「資本金等の額※」と「所得金額」に応じて計算します。

※資本金等の額とは、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額をいいます。

■ご留意事項

- 税制優遇を受けるためには、「領収書」が必要です。ご寄付を確認後、当会より発行いたします。

- 確定申告時に、当会が発行する「領収書」を添付してください。

- 詳細は、お近くの税務署または税理士へご相談ください。

お問い合わせ

公益社団法人 鹿児島県医師会

〒890-0053 鹿児島市中央町8-1

TEL: 099-254-8121 FAX: 099-254-8129

Mail: isiyomu@kagoshima.med.or.jp



未来の芽 プラン

小児・周産期医療対策基金

ご寄付のお願い

公益社団法人 鹿児島県医師会

支援内容

未来の芽プラン～小児・周産期医療対策基金～は、鹿児島県の地域医療並びに小児・周産期医療を担う医師・助産師・看護師の確保、定着、偏在解消を促進するために活用します。



産婦人科専攻医・ 小児科専攻医へ 1年間学習支援金を助成

初期臨床研修を修了し、産婦人科・小児科の専門医資格取得を目指して研修を行う医師に1年間学習支援金を助成します。



医師会立看護師・ 准看護師養成学校への 教材支援

医師会立看護師・准看護師養成学校へ、医療用モデル人形や妊婦体験スーツ等の贈呈を行います。

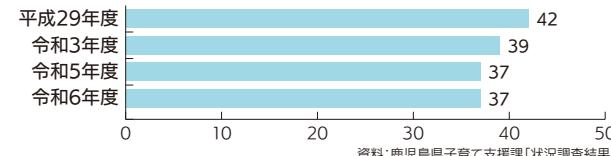
その他、本基金の目的である、鹿児島県内の地域医療並びに小児・周産期医療を守るために必要な活動資金として使用します。

このままでは、鹿児島から子どもたちの笑い声が聞こえなくなるかも!?

分娩取り扱い医療機関・小児科を標榜する

医療機関が減っています

分娩取扱医療機関(病院・診療所)の推移



産科・産婦人科を標榜している医療機関は年々減少しており令和6年4月1日現在、鹿児島県内には産科・産婦人科を標榜している医療機関が64施設(平成29年は68施設)ありますが、このうち分娩を扱うことができる病院・診療所は37施設(約58%)となっています。

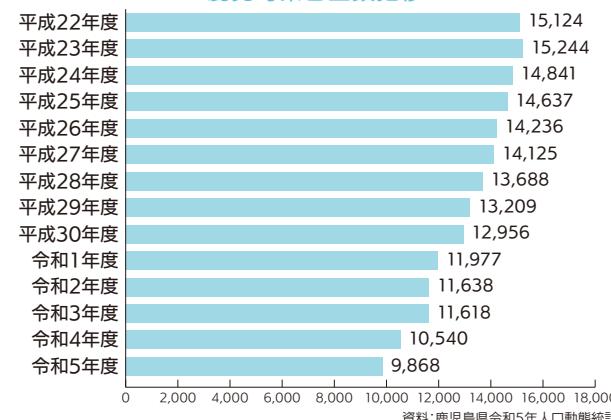
小児科を標榜している医療機関数の推移



小児科を標榜している医療機関は、年々減少しており平成22年より89施設減少しています。
特に診療所の減少幅は大きく平成22年より83施設減少しています。

鹿児島の未来を担う子どもたちが減っています

鹿児島県出生数推移



ご寄付の方法

個人 一口 5,000円以上

法人 一口 10,000円以上

※本基金へのご寄付は、所得税・法人税等の税制上の優遇措置を受けることができます。詳しくは本会経理課までお問い合わせください。

個人の方がご寄付された場合

確定申告において、所得控除である寄付金控除を受けることができます。

法人がご寄付された場合

寄付金のうち、一定の限度額までを損金算入することができます。

寄付金振込方法

下記口座へお振込みください。

■振込口座 鹿児島銀行 中央支店
普通預金 №. 3036485

鹿児島県医師信用組合 本店
普通預金 №. 1004030

■口座名義 公益社団法人鹿児島県医師会
[フリガナ] コウエキシャダンホウジン
カゴシマケンイシカイ